解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により平成二十五年八月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

石川県金沢市額新保一丁目四五三番地一
医療法人社団入道小児科医院
清算人　入道　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

大阪市北区本庄西三丁目一三番五号
財団法人さつき保育園
代表清算人　埜田登美子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年七月十九日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

栃木県矢板市高塩七五
清算法人矢板市高塩土地改良区
清算人代表　関　勝一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

横浜市中区尾上町一丁目八番地
財団法人横浜開港150周年協会
代表清算人　齊藤　良展

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

大阪市都島区内代町二丁目二番三六号
財団法人内代福祉会館
代表清算人　巽　英雄

解散公告（第二回）

当社は、平成十八年三月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

岡山県倉敷市五日市六二七番地
三水設計株式会社
清算人　高嶋美代子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

高知市本町四丁目一番三五号
財団法人高知県林業退職金共済事業団
代表清算人　戸田　文友

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月二十九日教会総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月五日

山口県下松市潮音町一丁目二番六号
宗教法人日本基督教団下松愛隣教会
清算人　吉田　光孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市堀川町五一番地二、最後の住所函館市堀川町二一番二号

被相続人　亡　井上　政冨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

北海道北斗市飯生二丁目八番一号
相続財産管理人　司法書士　黒壁　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市足尾町赤沢五番、最後の住所栃木県日光市足尾町赤沢五番五号

被相続人　亡　深澤　美壬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

栃木県宇都宮市大通り五丁目二番八号アサノ大通り第一ビル五〇一号室　五味淵法律事務所
相続財産管理人　弁護士　五味淵郁章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区富士見町二九番地、最後の住所埼玉県川越市大字古谷上六〇八三番地七M―一棟三〇四号室

被相続人　亡　沢田　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　内田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市高岡町小山田九六一番地、最後の住所埼玉県川越市大字古谷本郷一四九二番地五　H―一棟三〇三号室

被相続人　亡　平原　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　内田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市相模町二丁目二〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石塚　由英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

事務所埼玉県春日部市中央一丁目五一番地
一二ハルキヤビル二階　春日部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大里　定則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区神大寺三丁目一番、最後の住所横浜市神奈川区神大寺三丁目一番一二号紫雲会

被相続人　亡　楢島　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

横浜市中区弁天通五丁目七〇番地日本興亜馬車道ビル三階
相続財産管理人　弁護士　市川　統子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区巻甲三五〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　内藤　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月五日

事務所新潟市中央区上所一丁目一番二四号
Nビル二階　新潟合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　黒沼　有紗